

事業者の皆さまへのお願い

このたび、北海道の「秋の再拡大防止特別対策」に伴い、市内全域の飲食店等を対象として、引き続き営業時間短縮等の要請が発出されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

○飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、認証店は従来から午後9時を超えて営業を行っている施設（店舗）、非認証店は午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 **10月1日(金)から10月14日(木)まで**

※遅くとも、**10月4日(月)から協力いただくことが必要です**。

■要請内容

①営業時間及び酒類提供

北海道飲食店感染防止対策認証店（第三者認証制度）

営業時間 **午前5時から午後9時まで**

酒類提供 **午前5時から午後8時まで(利用者による酒類の店舗持込を含む)**

上記以外の店舗（非認証店）

営業時間 **午前5時から午後8時まで**

酒類提供 **午前5時から午後7時30分まで(利用者による酒類の店舗持込を含む)**

いずれも同一グループの同一テーブルの入店案内は原則4人以内

※非認証店については、認証を受けた日から認証店に対する要請の適用を受けます。

※従来午後9時までに閉店している店舗については、認証を受けた時点で要請の対象外となり支援金も支給されません。当該店舗が要請期間中に認証を受けた場合、認証日までの協力金を日割りで給付します。

②業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する

③飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

④飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する

支援金の主な支給要件

原則 10月1日(金)から10月14日(木)までの全期間

において、要請に応じること

※遅くとも、10月4日(月)からご協力いただくことが要件となります。

この場合の支援金額は、ご協力いただいた日数に応じた金額となります。

ただし、10月5日(火)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

要請にご協力いただいた支援金については、下記の予定です。
申請のお忘れがないようご注意ください。

■受付期間（予定）

申請の受付は、要請期間終了後（10月15日）から開始する予定です。

■支援金額（1店舗1日当たり）

中小企業	2万5千円から7万5千円 前年度又は前々年度の売上高の3割をもとに、算出
大企業	20万円 または 前年度もしくは前々年度売上高の3割のうち低いほうが上限 前年度又は前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに、算出

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可能です。

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

(10月31日までは土日祝日も対応。11月1日以降は平日のみ)

■ホームページ

【道の特別対策（10月1日～10月14日）】飲食店等への要請に係る支援金について

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_1001iko.html

